

第 1 回「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議

(今後の府民税のあり方について)

令和 7 年 1 月 8 日 (水)
9 時 30 分～11 時 30 分
京都府公館 第 5 会議室

次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 事

(1) 「京都府豊かな森を育てる府民税」のあり方に係る検討の進め方について

(2) 「京都府豊かな森を育てる府民税」の第 2 期の振り返り

(3) 主な論点 (案) について

4 閉 会

<配付資料>

委員名簿、配席図、「京都の森林管理のあり方」検討有識者会議設置要領

資料 1 「京都府豊かな森を育てる府民税」のあり方に係る検討の進め方について

資料 2 「京都府豊かな森を育てる府民税」の第 2 期の振り返り

資料 3 「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議での主な論点 (案)

資料 4 京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金の経過

資料 5 市町村の実態調査結果

※参考資料 1～6

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議 委員名簿

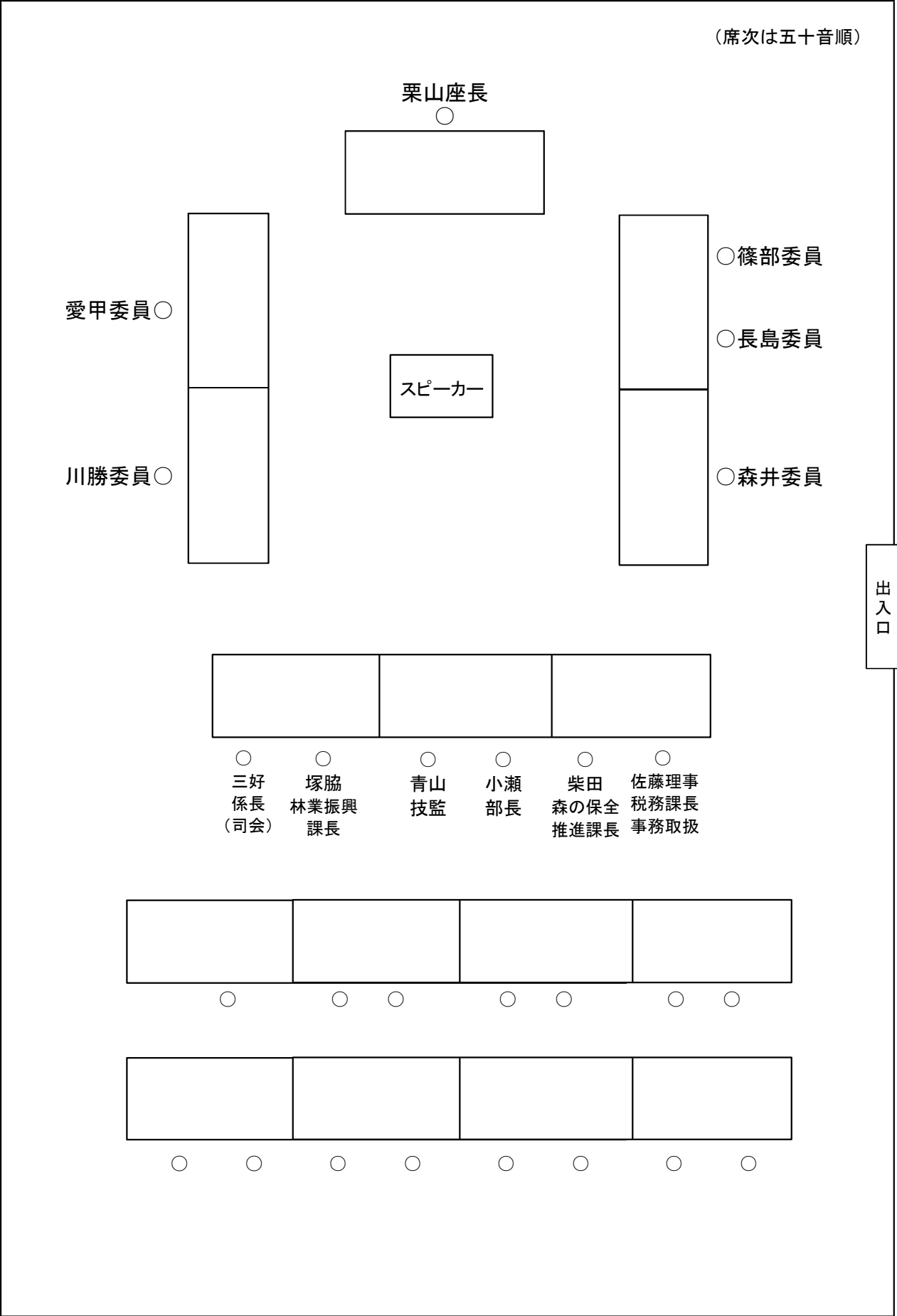
氏 名	分 野	役 職 等
あいこう まさとし 愛甲 政利	木材利用	(一社)京都府木材組合連合会 副会長
かわかつ たけし 川勝 健志	学識経験者 (税制)	京都府立大学公共政策学部 教授
くりやま こういち 栗山 浩一	学識経験者 (環境経済)	京都大学大学院農学研究科 教授
しのべ ゆきお 篠部 幸雄	府民協働	京都森林インストラクター会 会長
ながしま けいこ 長島 啓子	学識経験者 (森林計画)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
みよし いわお 三好 岩生	学識経験者 (防災関係)	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授
もりい かずひこ 森井 一彦	森林組合	京都府森林組合連合会 代表理事専務

【五十音順・敬称略】

第 1 回「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議
配 席 図

令和 7 年 1 月 8 日（水）
京都府公館 第 5 会議室

（席次は五十音順）



「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議設置要領

(目的)

第1条 「京都府豊かな森を育てる府民税」(以下「府民税」という。)の趣旨に則った取組の推進及び現行課税期間以降の府民税事業のあり方の検討に当たり、外部有識者等から意見を聴取するため、「「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、森林・林業、行政政策、税制等に関する有識者で構成する。

2 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

3 府は、第3条に掲げる所掌事項についての意見を聴くために必要と認める場合は、随時、委員を選任することができる。ただし、既に選任されている委員がいる場合、追加で選任する委員の任期は、既に選任されている委員の残任期間とする。

(所掌事項)

第3条 委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 現行の課税期間における府民税事業の評価
- (2) 森林環境譲与税と府民税の使途の棲み分け
- (3) 今後の府民税事業のあり方
- (4) その他必要な事項

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出し、会議の議事運営に当たる。

(会議)

第5条 会議は、農林水産部長(以下「部長」という。)が招集する。

2 部長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、第3条に掲げる所掌事項に関して、意見を聴くことができる。

(委員等の責務)

第6条 委員その他会議に出席した者(以下「委員等」という。)は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 委員等は、意見聴取で知り得た情報を公開してはならない。ただし、府が公表した情報については、この限りではない。

(委員会の公開)

第7条 会議は、公開を原則とする。ただし、部長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月9日から施行する。

「京都府豊かな森を育てる府民税」のあり方に係る検討の進め方について

「京都府豊かな森を育てる府民税」（以下、府民税という）は、令和 7 年度に第 2 期の最終年を迎えることから、令和 8 年度以降のあり方について、下記のとおり、検討を進めてまいりたいと考えております。

記

1 「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議の開催

- ▶第 2 期となる令和 3 年度からは、「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議（以下、有識者会議という）を開催し、毎年度、事業の進捗や効果を評価・検証してきたところ。
 - 本有識者会議を引き続き開催し、令和 8 年度以降の府民税のあり方を検討する。
- （「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議設置要領 第 3 条(3)に該当）

2 有識者会議の概要

（1）主な論点 ※詳細は、資料 3

- ① 府民税の継続の必要性について
- ② 市町村交付金の取り扱い
- ③ 国の森林環境譲与税との役割分担について

（2）有識者会議の開催予定 ※開催回数、開催月は現時点での予定

◆第 1 回会議（令和 7 年 1 月 8 日）

- ・ 検討の進め方、スケジュール
- ・ 第 2 期（R3-R5）の振り返り（毎年度の事業評価の総括）
- ・ 今後の府民税あり方の検討に係る論点の整理

◆第 2 回会議（令和 7 年 2 月頃）：今後の府民税の方向性について

◆第 3 回会議（令和 7 年 4 月頃）：今後の府民税の素案について

◆第 4 回会議（令和 7 年 8 月頃）：今後の府民税の案について

（3）開催方法

透明性の確保の観点から公開で開催（傍聴可、ホームページで議事内容を公表）

3 府民税のあり方に係る検討の進め方について

- ▶府民、市町村などの関係者に対して、十分な周知期間を設けるため、 本有識者会議の結果を踏まえた令和 8 年度以降のあり方について、京都府議会に報告を行いながら、来年度なるべく早期に結論を得るように検討を進める。
- ▶府民から幅広く意見を徴取するため、パブリックコメントを実施予定
- ▶府と市町村で意見交換を行う機会を別途設け、その結果を本有識者会議で報告するなど、市町村の意見も聞きながら検討を行う。

「京都府豊かな森を育てる府民税」の第2期事業の基本方向 (振り返り)

1 第2期延長時(R1-R2)の有識者会議での主な意見

○府民税制度の評価

- ・第1期府民税事業については、効果が認められることから、府民税事業は継続していくことが望まれる。

○次期府民税事業の基本方向

- ・次期府民税事業の基本方向については、森林保全に関するニーズが、防災・災害対策が大きなシェアを占めていることから、生活の安心・安全に直結する事業の財源に使用できる制度とすべき。
- ・次期府民税事業の推進に当たっては、到達目標を設定し、数値に基づいて評価できるよう工夫が必要である。
- ・次期府民税事業は、府民税の趣旨である3分野で継続が必要であり、特に防災・減災目的の取組み重点的に措置すること。
- ・市町村に交付される森林環境譲与税と府民税との重複を避ける工夫が必要である。
- ・市町村交付金については、第1期評価を踏まえて継続し、国譲与税が交付されることから縮小する。

2 第2期府民税事業の基本方向について

府民税事業については、豊かな森を次世代に引き継いでいくため、安心・安全や森林の生物の多様性の保全、持続的な森林資源の育成、府民協働による森林づくりの視点で、森林の利用保全を進めていくという方針のもとで、頻発する自然災害と健全な森林の維持・増進をはじめとする喫緊の課題への対応策に重点化し、推進していく。

(1) 事業の推進

- ①府の総合計画等に掲げる目標を踏まえ、府民税事業の進捗や効果を毎年度、外部委員により評価・検証するとともに、その結果を府民税の使途とあわせて公表し、府民にわかりやすく説明していくこととする。
- ②市町村に交付される森林環境譲与税と府民税の使途が重複することがないよう、目的を明確に区分し、双方を有効に活用して事業を実施する。

(2) 分野別の方向性

①森林の整備及び保全

- ア 防災・減災の観点から整備の急がれる森林において、流木や倒木などの危険木伐採や、簡易防災施設の設置など、山地災害防止機能を高める対策を実施し、安心・安全で災害に強い森林づくりを更に強化する。
- イ 人工林の適切な伐採と再造林への支援など所有者の意欲を喚起し、持続的な循環利用を維持するための対策を強化する。

②森林資源の循環利用

府の公共施設、民間の施設や住宅、商業施設における府内産木材を利用した木造化・木質化・木製品の導入への支援等により、需要を拡大し、森林資源の循環利用に繋げる取組を強化する。

③森林の重要性の啓発

荒廃した里山林の整備を行うボランティア団体等の育成、森林環境学習、木育の普及や研修等の取組を推進する。

(3) 市町村交付金について

- ①市町村交付金を活用した市町村事業の評価を踏まえ、次期対策においても継続する。
- ②森林環境譲与税が交付されていることを踏まえ、配分額を縮小し、防災・減災を目的とした森林整備等に重点的に充当することとする。

(4) 府民税と森林環境譲与税との役割分担について

別紙のとおり

【参 考】

○第2期延長時の有識者会議開催状況

①第1回会議（令和2年1月28日）

会議の進め方、事業評価の視点

②第2回会議（令和2年4月20日～5月7日）※書面形式

府民税事業の評価

③第3回会議（令和2年7月10日）

第2回意見集約、森林環境譲与税について、次期府民税の方向性の検討、

④第4回会議（令和2年8月18日）

次期府民税について

府民税と森林環境譲与税との役割分担について

(第2期(R3～)に向けて整理したもの)

(■：府事業 □：市町村事業)

区 分			府民税の使途 (主な対策)	森林環境譲与税の使途 (森林経営管理制度に基づく対策)
森林の整備・保全	防災・減災対策		☒ 山地災害危険地区の整備、災害防止のための森林整備等 ☐ 府事業と連携し、地域の実情に応じた決め細かな防災・減災対策の取組	—
	人工林の整備	経営が成立つ人工林	■ 再造林等の森林整備への支援など、森林資源の循環利用の取組	—
		経営が成立たない人工林	—	☐ 放置人工林の整備 (森林経営管理法に基づく経営管理の推進)
	天然林・里山林・竹林の整備	府民参画による整備	■ 里山林整備や、放置竹林の拡大防止の取組	—
		森林の多様な活用	■ 地域が守り育ててきた里山林や、社寺の森、特用樹林等の整備の取組	
	市町村独自の取組		—	☐ (森林経営管理法に基づく経営管理の推進に充当した上で実施)
資源の循環利用	府民利用施設等での木材利用		☒ 公共施設や民間施設等の木造化や木質化、木製品導入など、木材利用拡大の取組 ☐ 府民が広く利用する施設の木質化等の取組	—
	市町村独自の取組		—	☐ (森林経営管理法に基づく経営管理の推進に充当した上で実施)
重要性の啓発	府民理解の促進		☒ 森づくり活動を推進する団体や指導者の育成、子供たちのための森林環境学習等の実施 ☐ 木材との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深める木育活動等の取組	—
	普及、啓発		—	☐ (森林経営管理法に基づく経営管理の推進に充当した上で実施)

府民税事業の実施状況について

府民税事業の実績

事業区分	府実施			市町村交付金			計		
	第1期実績(H28-R2)		割合	第2期実績(R3-R5)		割合	第1期実績(H28-R2)		割合
	金額(千円)	金額(千円)		金額(千円)	金額(千円)		金額(千円)	金額(千円)	
①森林の整備・保全	1,315,471	1,369,578	70%	870,127	340,670	60%	2,185,598	1,710,248	76%
1 防災・減災対策	1,009,975	1,087,946	54%	446,394	279,652	31%	1,456,369	1,367,598	61%
2 人工林の整備	49,012	78,159	3%	199,978	30,358	14%	248,990	108,517	5%
3 天然林、里山林、竹林の整備	256,484	203,473	14%	223,755	30,660	15%	480,239	234,133	10%
②森林資源の循環利用	485,200	230,644	26%	522,635	224,934	36%	1,007,835	455,578	20%
③森林の重要性の啓発	67,150	39,832	4%	55,738	34,358	4%	122,888	74,190	3%
合 計	1,867,821	1,640,054		1,448,500	599,962		3,316,321	2,240,016	

(参考) 森林環境譲与税事業の実績(R1-R5)

事業区分	府実施分		市町村実施分		計	
	金額(千円)	割合	金額(千円)	割合	金額(千円)	割合
①森林整備	333,854	84%	1,331,282	79%	1,665,136	80%
②木材利用	39,693	10%	176,670	10%	216,363	10%
③人材育成	23,195	6%	188,649	11%	211,844	10%
小 計	396,742		1,696,601		2,093,343	

※譲与額との差額は、基金積み立て、次年度への繰越による

1. 実施状況

- ・府内全域で、ⅠからⅢの3分野※のうち、防災・減災対策を目的に、Ⅰ森林整備・保全活動を重点的に実施するとともに、府民(地域住民)による地域のニーズに応じた取組を支援
- ・Ⅳの地域振興計画推進事業では、4つの広域振興局管内で、地域に応じた特色的な取組を実施
- ・Ⅴの市町村交付金事業では、市町村が創意工夫するきめ細やかな取組や府の事業と連携した効果的な事業の実施を支援

※3分野 Ⅰ 森林整備・保全活動
Ⅱ 森林資源の循環利用
Ⅲ 森林の重要性の啓発

2. 成果

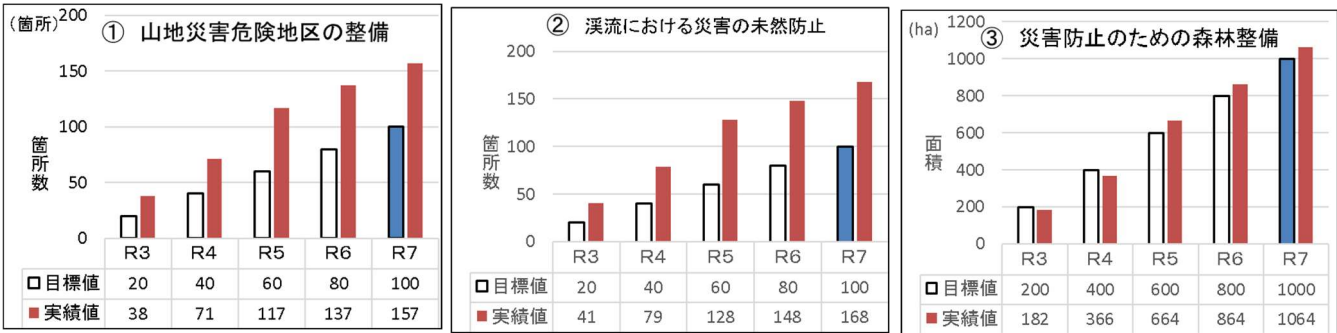
※R3～R5は実績、R6、R7は計画値として作成
() 括弧書きは目標達成率

Ⅰ 森林整備・保全活動

Ⅰ-1 森林防災機能強化事業 重点

- ・府民税事業費の6割を防災・減災対策に活用して、流木等の原因となる危険木を集中的に撤去するとともに、風倒木跡地の整理・植栽等を行い、森林の防災機能の向上に繋げることができた。
- ・令和5年8月台風第7号災害への応急対応として補正予算を組み、崩壊地の危険木撤去等、災害復旧・予防対策を早急に実施することができた。
- ・事業の実施に当たっては、事業の普及・啓発を行い、地域住民等に事業実施が必要な箇所を聞き取るなど、危険箇所の把握に努めた。
- ・地域住民による人家近くの危険木の現地調査や撤去の計画・実行を支援すると共に、防災意識の向上を図った。

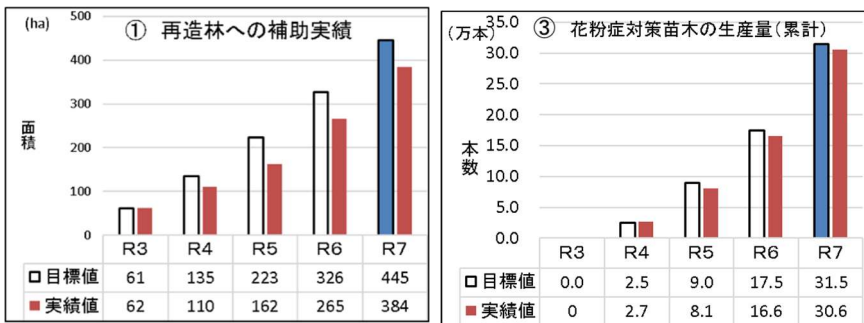
Ⅰ-1 森林防災機能強化事業
① 山地災害危険地区整備：157箇所(157%)
※府内5,000箇所のうち、公共事業での実施が困難な箇所を中心に整備(目標20箇所/年)
② 溪流での災害防止：168箇所(168%)
※目標20箇所/年
③ 災害防止のための森林整備：1064ha(106%)
④ 地域住民による危険木撤去：75箇所(R3～R5実績)



Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業

- ・植栽等への支援により再造林を促進するとともに、花粉症対策品種採取園の造成・種子の配布により府内苗木生産者による花粉症対策苗木の生産を開始された結果、再造林面積と、苗木生産者による花粉症対策苗木の生産量は着実に増加するなど、植栽等への支援の効果は一定認められるが、目標値には届いておらず、さらなる促進が課題。
- ・再造林の着実な実施に向けて、林業事業体等に主伐・再造林モデルの提案ができるよう、低コスト化を検証するためのモデル林を造成した。

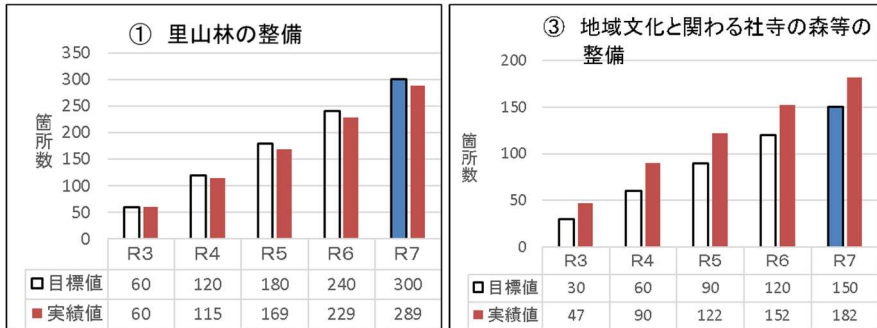
Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業
① 再造林：384ha(86%)
内、府民税による支援75ha(R3～R5実績)
② 花粉症対策品種採取園造成：0.87ha(R3～R5実績)
③ 花粉症対策苗木の生産：29.6万本(94%)



Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業

- ・府民税を活用し、地域要望に基づいて府民が主体となった取組を支援
- ・里山林整備について、目標を下回ったが、依然として一定のニーズがあり里山保全の取組が着実に推進
- ・地域住民が、長年守り続けてきた社寺の森や名木古木の保全対策を行うことで、地域の森林文化を将来につなげる取組が進んだ。

Ⅰ-2 豊かな森づくり総合対策事業
① 里山林整備：289箇所(96%)
② 里山学習活動：のべ9団体・12箇所
③ 社寺林等の森林文化保全：のべ182箇所(121%)



Ⅱ 森林資源の循環利用

- ・住宅・民間施設等の木造・木質化、府民が利用する施設への木製品の導入、新たな木製品の開発に対する支援等を行うことで、木材利用の取組件数が増加し、府民が京都の木を身近に感じる機会の創出や、新たな用途開発に繋げることができた。

Ⅱ 森林資源の循環利用(R3～R5実績)
・府内産木材の利用：住宅：414件
非住宅：27件
・木製品の導入111件 開発：19件

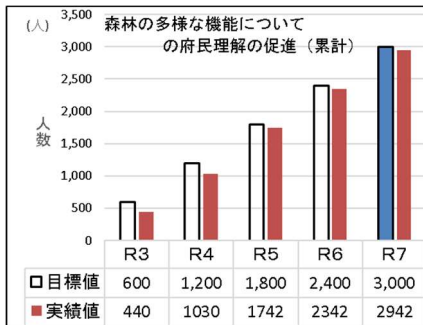
	建物型		木製品型	
	住宅タイプ 件	非住宅タイプ m3	導入支援 タイプ 件	開発支援 タイプ 件
R3	102	1383	6	134
R4	150	2,133	6	146
R5	162	2,116	13	224
	414	5,632	25	504

その他：優良事例表彰・パンフレット・HP作成など

Ⅲ 森林の重要性の啓発

- ・森林環境学習や木材を活用したワークショップを開催するとともに、商業施設への展示なども活用し、啓発活動を行うことができた。
- ・関係機関とも連携し、イベントのPR等について、WEBサイトやSNS等を活用した広報を行った。

Ⅲ 森林の重要性の啓発
・啓発事業への参加者：のべ2942人(98%)



Ⅳ 地域振興計画推進費

- ・振興局が地域の特色や地域住民のニーズに応じ、森林保全や木材利用等の啓発を行った。

Ⅳ 地域振興計画推進費(R5実績)
・森林・木材PRイベントへの参加者：5,264名
・ほか啓発事業への参加者：173名

Ⅴ 市町村交付金事業

- ・主に防災・減災対策に活用し、地域のニーズに応じた森林整備等の対策に対応した。
- ・里山及び放置竹林における森林整備や保全活動に活用し地域の要望に対応できた。
- ・木質化・木育、森林環境学習による普及啓発など、地域課題に応じた取組を促進できた。

Ⅴ 市町村交付金事業(R5実績)
Ⅰ 森林整備・保全活動：17市町村、31事業の内、防災・減災に13市町村、20事業で実施
Ⅱ 森林資源の循環利用：15市町村、17事業
Ⅲ 森林の重要性の啓発：9市町村、13事業

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議での委員評価 (令和3～5年度事業に対する評価)

1 総括的な評価

○：評価できる、◆：要望・改善点、今後の展開

主な委員評価	
○	各事業について、地域ニーズに応じて実施されており、到達目標も概ね達成していることから、 <u>府の自己評価は妥当であり、森林環境譲与税との役割分担を明確にしながら、今後も継続的に実施されたい</u>
○	健全な森林づくりには森林資源の循環利用を促すことが必要であり、 <u>森林整備と木材利用を両輪で進めなければならない中、各事業が有効に活用されている</u>
◆	府民税と森林環境譲与税を棲み分けながら、府民税を有効かつ適切に活用し、事業を実施することが重要
◆	森林環境税の徴収が開始されたことから、今後、 <u>府民税が担う役割(両税の役割分担)について、分かりやすい資料を作成した上で、情報発信していくことが必要</u>

2 各事業に対する評価

I 森林整備・保全のうち I-1 森林防災機能強化事業

<評価>

- 公共事業で対応できない、きめ細やかな対策ができており、効果が高い
- 山地災害の激甚化・形態変化に対応した、非常に有効な事業である

<意見>

【事業全体】 ◆防災対策をより重点的に進めていく上で、府民税事業で実施すべき箇所やその整備内容について検討していくことが必要

◆府民税事業の目標を設定して、事業メニューの検討を行うことが必要

【質的評価】 ◆災害に強い森づくりを見据えた樹種選定や保育管理と併せて、植栽木のモニタリングにより目指す植生の成立を確認するといった質的な評価をすることが必要

【地元要望への対応等】 ◆地元住民が整備要望等を挙げやすい具体的な仕組みの整備が必要

- ◆自主防災意識の高い組織が積極的に参画できる仕組みづくりやそういった組織への支援が必要
- ◆災害の未然防止や台風や集中豪雨等による集落の孤立化対策として、道路沿い等重要インフラ周辺の事前伐採等の対応が必要

I 森林整備・保全のうち I-2 豊かな森づくり総合対策事業

<評価>

- 再造林への支援は、資源循環のため必要な取組である
- 里山林や広葉樹林の整備が進む点や植栽後にネックとなっている保育に対して支援している点で非常に評価できる

<意見>

◆木材生産林や環境保全林など、森林のゾーニングを考慮した上で、森林計画との整合や樹種の選定など再造林のあり方を考えることが必要

◆主伐・再造林を進めるには、根本の課題である境界明確化の推進を行うことが必要

◆モニタリングによる有効な獣害対策の検討・普及を進めるとともに、林業経営が可能な箇所での再造林を必須とする制度の運用など、再造林の促進に向けた具体策の検討が必要

Ⅱ 森林資源の循環利用

<評 価>

○京都の木を身近に感じる環境づくりに寄与しており、木材利用を進める上で非常に重要な事業

<意 見>

- ◆住宅等への木材利用について、一定期間が経過しているため、新たなニーズを取り入れた支援も必要
- ◆木材利用が一層進むよう、府民等に対するPRの継続が必要
- ◆府内産木材の利用が一層進むよう、府民や事業者等に対する京都府内産木材認証制度の啓発が必要

Ⅲ 森林の重要性の啓発

<評 価>

○森林の重要性の理解促進を進める非常に重要な事業である

<意 見>

- ◆関係団体等と協力してさらに拡大し実施いただきたい
- ◆イベント等への参加人数だけでなく、イベント等を通じて森林の多様な機能に対して府民の理解がどう進んだのかという観点で評価することが必要
- ◆木材利用の普及啓発イベントの参加者に対して、ひろがる京の木整備事業の周知を図るなど、実際の木材利用へと繋げていく取組が効果的

Ⅳ 地域振興計画推進事業

<評 価>

- 各広域振興局において、地域課題の対応、地域密着型の事業展開ができています
- イベントの参加者からは高い評価をもらっており、このまま続けることが妥当

<意 見>

- ◆全体の視点から取組を進めるため、広域振興局間の情報共有や連携を図ることも重要
- ◆地域の取組の発展や地域課題の掘り起こしも、今後の事業展開の1つである

V 市町村交付金事業

<評 価>

○市町村が自ら森林を保全していくうえで極めて重要な事業である

<意 見>

- ◆使途については、森林環境譲与税と明確にすみ分けて、府民税の本来の目的に沿った活用がされるよう市町村に対して府からの積極的な助言・指導が必要
- ◆市町村に対する交付方法について、防災・減災や木質化への活用を希望し、かつ、活用が見込める市町村に交付することで、より税が有効的に活用され则认为られるため、これまでの一律に割り当てる交付方法の見直しに向けた検討が必要

「京都府の森林管理のあり方」検討有識者会議での主な論点（案）**<検討の進め方>**

- 第1回会議では、以下論点（案）に係るご意見をいただき、
第2回会議において、第1回会議での意見を踏まえて、
府が令和8年度以降の府民税の方向性を提示することとする
- 市町村からの意見については、別途意見交換を行う機会を設け、
本有識者会議で報告することとする

<論点（案）>**1 京都府豊かな森を育てる府民税の継続の必要性について**

- ・財政需要を踏まえた継続の必要性と税額の検討

2 京都府豊かな森を育てる府民税 市町村交付金の取り扱い

- ・市町村の活用実態を踏まえた交付金のあり方の検討

3 国の森林環境譲与税との役割分担について

- ・府民の理解が得られるよう、両税の明確な役割分担を検討

1 京都府豊かな森を育てる府民税の継続の必要性について

(1) 現状・背景

「京都府豊かな森を育てる府民税（以下、府民税という）」の概要

- ・課税期間：5年間（令和3年度～7年度（第2期））
- ・課税額：年額600円（年間税収：約7億円）
- ・徴収方法：個人住民税と併せ徴収
- ・使途：①森林の整備及び保全、②森林資源の循環利用、③森林の重要性の啓発

▶第2期の事業実績・評価は資料2のとおり

<背景>

・有識者会議 結果（R4～R6）

「各事業について、地域ニーズに応じて実施されており、到達目標も概ね達成していることから、府の自己評価は妥当であり、森林環境譲与税との役割分担を明確にしながら、今後も継続的に実施されたい」

(2) 課題

- ▶令和7年度に、第2期の最終年を迎えることから、令和8年度以降の府民税の必要性について議論・検討が必要

(3) 検討のポイント

①課税期間の延長の必要性について

- ・第2期の事業実績・評価を踏まえた財政需要に係る検討
（今後も府民税を活用して事業を実施する必要があるか）

②課税額について

- ・府民税事業の規模に係る検討
（各事業の規模は、府民ニーズに対応したものか）

2 京都府豊かな森を育てる府民税 市町村交付金の取り扱い

(1) 現状・背景

「京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金（以下、市町村交付金という）」の概要

- ・ 交付金額：200,000 千円（交付対象：全市町村）
- ・ 配分方法：100 万円（定額）に、
納税義務者数割（1/3）＋ 森林面積割（1/3）＋ 人口割（1/3）
により按分した額を加えて算出

- ▶ 創設から今までの経過は資料 4 のとおり
- ▶ 市町村に対する実態調査の結果は資料 5 のとおり

<背 景>

・ 有識者会議 結果（R5）

「防災・減災や木質化への活用を希望し、かつ、活用が見込める市町村に交付することで、より税が有効的に活用されと考えられるため、これまでの一律に割り当てる交付方法の見直しに向けた検討が必要」

・ 有識者会議 結果（R6）

「森林環境譲与税の 9 割が市町村に譲与されるため、市町村交付金と用途が重複しないよう、各市町村において役割分担を一層明確にすることが必要」

・ 森林環境譲与税の満額譲与による市町村財源の増加

R3 年（第 2 期開始時）に比べて、R6 は市町村総額で約 438,000 千円/年の増加

(2) 課 題

▶ 両税の役割分担を図るため、制度のあり方に係る検討が必要

- ・ 一律交付により、一部の市町村において、森林環境譲与税との役割分担の説明に苦慮している。また、交付金額にも過不足感が生じている。
- ・ 現状、両税の役割分担を明確にできないような活用事例あり。

(R6. 7. 13 京都新聞記事) (R6 実態調査 結果)

(3) 検討のポイント

① 市町村における両税の役割分担の明確化について

- ・ 両税の役割分担を図るため、制度のあり方を検討

② 配分方法・交付金額について

- ・ 市町村のニーズに応じた効果的な配分に向けた検討

3 国の森林環境譲与税との役割分担について

(1) 現状・背景

- ・H30 「森林経営管理法に基づく森林経営管理ガイドライン」において、両税の役割分担を整理し、市町村に通知
- ・R2 第2期延長に向けた有識者会議で示した役割分担は別紙のとおり

▶府民税及び森林環境譲与税の執行状況は参考資料1、2のとおり

<背 景>

- ・R6.7.13 京都新聞記事

現状、両税の役割分担を明確にできないような活用事例あり

- ・有識者会議 結果 (R6)

「森林環境税の徴収が開始されたことから、今後、府民税が担う役割(両税の役割分担)について、解りやすい資料を作成した上で、情報発信していくことが必要」

(2) 課 題

- ▶両税で同じ使途に活用できることから、府民に理解が得られるよう、明確な役割分担が必要

(一部の市町村において、森林環境譲与税との役割分担の説明に苦慮)

(3) 検討のポイント

①両税の役割分担の明確化について

- ・両税での重点活用事業など活用方針を検討
- ・同じ使途に係る解りやすい役割分担を検討
- ・情報発信の手法等に係る検討

京都府豊かな森を育てる府民税市町村交付金に係る経過について

1 第1期（平成28年度～）：基本枠 2.5 億円 + プロジェクト枠 1.0 億円

税導入先行県の事例を参考にしつつ、市町村交付金の配分を決定

【京都府の考え方】

- ✓ 地域住民の意見を取り入れた施策を可能とするため、府民税の財源の2分の1は市町村交付金として配分
- ✓ 市町村の要望^{※1}を踏まえ、納税者への還元を重視した配分となる基本枠^{※2}と、府の裁量で重点事業に配分できるプロジェクト枠^{※3}を創設

※1 活用の自由度が高い交付金形式で、納税額に見合った配分とするよう要望（H27. 7）

※2 基本枠は、半分を納税者への還元（納税義務者割）、残りを川上対策（森林面積割）、川下対策（人口割）として配分し、別途基礎額として一律 100 万円を配分

基礎額は、小規模な市町村への配分額が少額となり、事業実施に支障を来すと考えられるため、全市町村に 100 万円を配分
 （算出方法）基本枠：100 万円＋納税義務者割（1/2）＋森林面積割（1/4）＋人口割（1/4）

※3 プロジェクト枠は、要望のあった事業内容を府が審査し、配分を決定

プロジェクト枠は府の裁量を残すとともに、少額の交付金しか受け取れない市町村でも、一定規模の事業を実施することが可能となるよう創設

【税導入先行県（35 県）の状況】

- ・税収に占める市町村に配分している額（交付金＋補助金）の割合は平均で 49%（35 県）
- ・市町村に交付金として配分している県（7 県）の配分額の割合は、最大 50%であり、その交付金は、一律に基礎額と人口割、森林面積割から算出され配分

2 第1期（令和元年度～）：基本枠 2.5 億円（プロジェクト枠の廃止）

森林環境譲与税の導入に備え、府民税のあり方等について、検討した有識者会議での意見を踏まえ、プロジェクト枠を廃止し、府が実施する防災対策を強化

【H30 有識者会議意見】

- ・森林における防災対策を含め、一層の森林整備が必要
- ・府民税と森林環境譲与税との用途の重複は避けるべき

➡ 市町村交付金は、森林環境譲与税と用途が重複しないよう廃止を含めてあり方を検討する

（H30 年 12 月定例会 代表質問 知事答弁（抜粋））

3 第2期（令和3年度～）：基本枠 2.0 億円

令和2年度に終期を迎える府民税の今後のあり方について、検討を実施した有識者会議での意見を踏まえ、市町村交付金の規模を 2.5 億円⇒2.0 億円に縮小

また、森林の保全・整備に重点化することから、算出基準を見直しを実施

（算出方法）基本枠：100 万円＋納税義務者割（1/3）＋森林面積割（1/3）＋人口割（1/3）

【R2 有識者会議意見】

- ・府民税の趣旨である3分野の継続が必要であり、特に防災・減災の取組に重点的に措置
- ・第1期の評価を踏まえて継続すべきだが、国譲与税が交付されることから縮小すべき

府民税市町村交付金に係る実態調査について

1 背景

【森林環境譲与税の満額譲与】

- ・令和 6 年度より森林環境譲与税が満額譲与（譲与開始は令和元年度～）され、市町村財源が増加
千円

H28-R2 (府民税第 1 期)	H28	H29	H30	R1	R2	計
森林環境譲与税 (市町村分)		R1譲与開始		279,895	594,796	874,691
府民税 市町村交付金	350,000	350,000	350,000	250,000	250,000	1,550,000
計	350,000	350,000	350,000	529,895	844,796	2,424,691

R3-R7 (府民税第 2 期)	R3	R4	R5	R6	R7	計
森林環境譲与税 (市町村分)	633,929	817,848	817,848	1,072,248	1,072,248	4,414,121
府民税 市町村交付金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000
計	833,929	1,017,848	1,017,848	1,272,248	1,272,248	5,414,121

＋ 438,319 千円/年

R8-	R8	R9	R10	R11	R12	計
森林環境譲与税 (市町村分)	1,072,248	1,072,248	1,072,248	1,072,248	1,072,248	5,361,240

※R6以降は見込み

【森林環境税の徴収開始】

- ・森林環境税について、令和 6 年度から徴収開始され、府民の関心が高まる中、一部新聞報道では、府民税市町村交付金及び森林環境譲与税に係る記事が掲載

2 アンケート調査の実施

以上を踏まえ、また、令和 7 年度に、府民税が課税期間の区切りを迎えることから、各市町村における市町村交付金及び森林環境譲与税の活用実態を把握するため、アンケート調査を実施

「京都府豊かな森を育てる府民税」市町村交付金に係る実態調査結果

○ **調査方法：**令和6年10月に府内全26市町村に対し、アンケート調査を実施（回答率100%）

○ **概要**

まとめ

【(1) 市町村交付金の使途】

- ・森林環境譲与税との役割分担の観点から、防災減災対策など、森林経営管理法に基づく取組以外の森林整備や資源の循環利用を中心に活用
- ・森林環境譲与税と同じ使途に活用している市町村あり

【(2) 市町村交付金の交付金額】

- ・一部の市町村（4市町村）では「金額が多い」と回答される一方で、一部の市町村（4市町村）では「金額が少ない」との回答もあり

→市町村ニーズに応じた適切な配分がされていないのではないか。

【(3) 執行上の課題、(4) 役割分担】

- ・執行上の課題として、「両税の役割分担の説明に苦慮」が一番多く（9市町村）、また、約9割の市町村（23市町村）で「役割分担の明確化は必要」と回答

→市町村でも、役割分担の明確化は、必要であり課題と感じている。

【(5) 市町村からの意見】

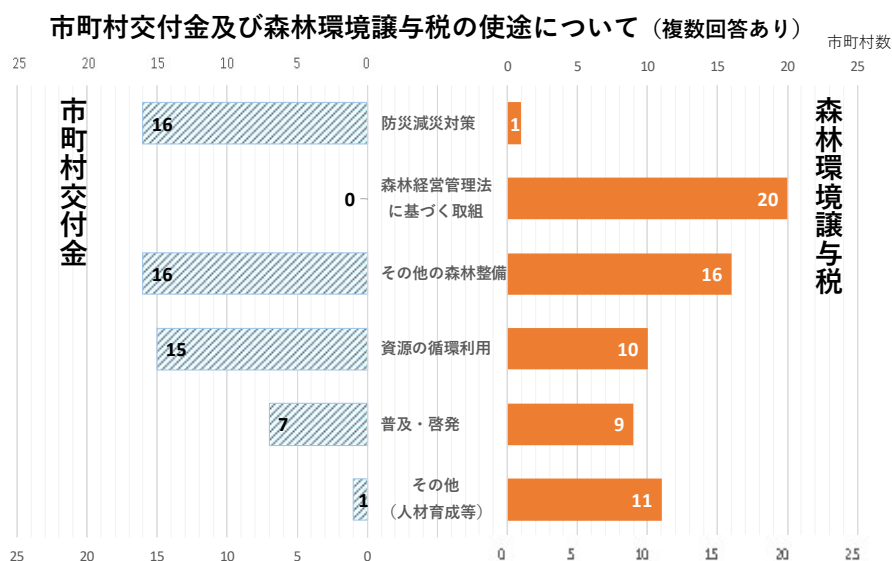
- ・交付金制度の継続を望む声がある一方で、廃止を含めた制度の見直しを望む声もあり

(1) 市町村交付金の使途について

- ・市町村交付金は、防災減災など、森林経営管理法に基づく取組以外の森林整備や資源の循環利用を中心に活用
- ・譲与税は、経営管理制度の取組を中心に、資源の循環利用などにも活用
- ・森林環境譲与税と同じ使途※1に活用している市町村数
 その他の森林整備※2 : 8市町村
 資源の循環利用 : 4市町村
 普及・啓発 : 3市町村

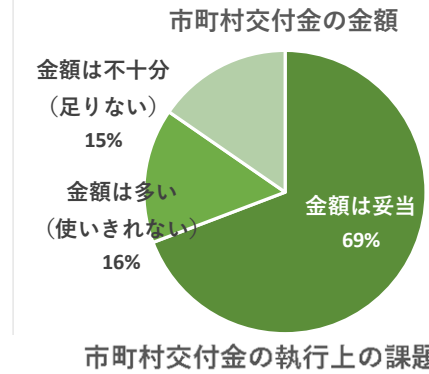
※1 本調査結果での使途とは、以下の図の6分類の使途を指す。

※2 間伐等の森林整備、里山林整備、放置竹林整備など防災減災対策、森林経営管理制度に係る取組以外の森林整備を指す



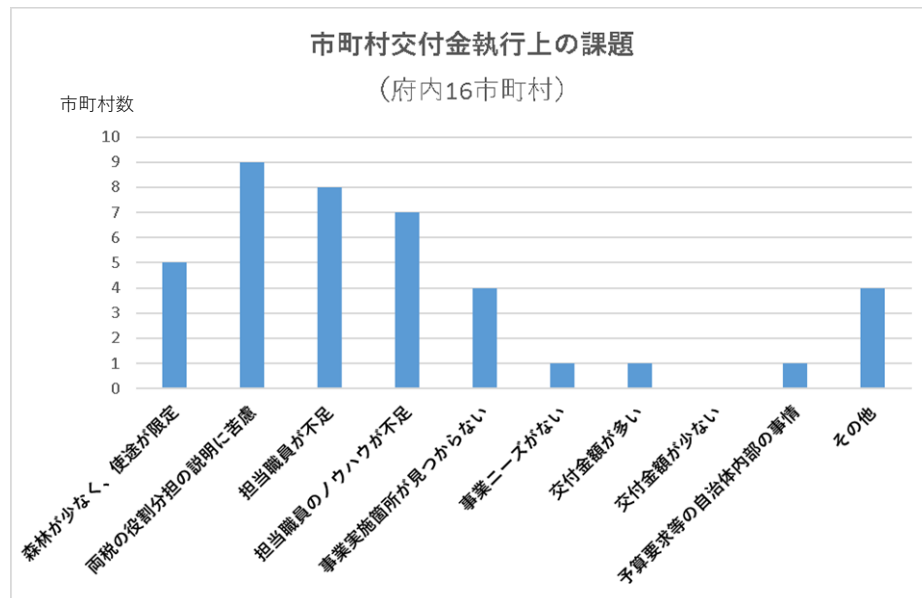
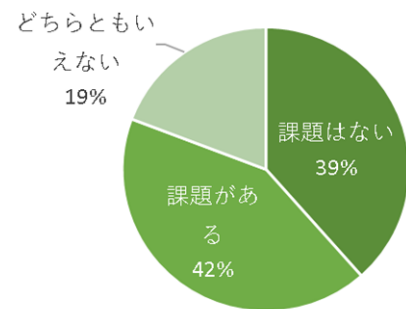
(2) 市町村交付金の交付金額について

- ・ 4 市町村で、金額が多いと回答
- ・ 4 市町村で、金額が少ないと回答



(3) 市町村交付金の執行上の課題について

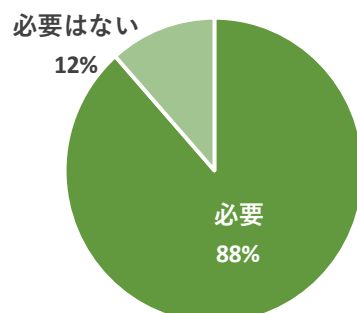
- ・ 16市町村で課題がある、
どちらともいえないと回答
- ・ 執行上の課題として、9 市町村で
「両税の役割分担の説明に苦慮」と回答



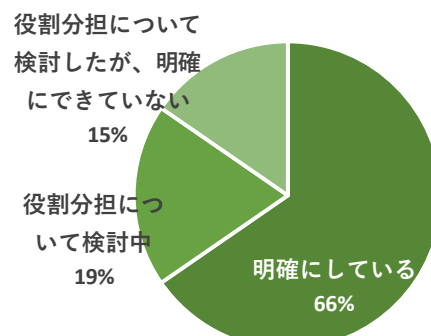
(4) 役割分担について

- ・ 約 9 割の市町村 (23市町村) で役割分担の明確化は必要と回答
- ・ 役割分担について、4 市町村で検討したが明確にできていないと回答
- ・ 5 市町村で検討中と回答

役割分担の明確化は必要か



役割分担について



(5) 市町村からの主な意見（自由記述）

【市町村交付金継続の要望】

- ・ 自由度、配分額が高い制度として創設された経緯を十分に尊重し、今後も配分額が確保され、住民が府民税導入効果の実感が得られるような制度が継続される方針が示されるよう強く要望
- ・ 放置竹林の整備による森林環境の改善を図るとともに、山の地域資源「竹」を有効に活用する民間事業者の内発型事業を推進するため、継続支援を要望
- ・ 市町村交付金は、貴重な財源としている。今後も、地域の要望に応じていくために府民税制度が継続を要望
- ・ 森林環境譲与税の譲与基準を令和6年度から見直した（森林面積の比重を高める）ように、次期では、市町村交付金の配分基準も見直されることを希望

【市町村交付金制度への意見】

- ・ 森林環境譲与税と同様に市町村の要望に関係なく、毎年一定額が交付され、職員不足やノウハウ不足もあり、毎年事業を実施していくことが負担
- ・ 府民税については、引き続きの継続を要望する。継続されるのであれば市町村交付金事業は大幅な見直し（廃止）をされ、府直営事業（関連事業含む）にて実施されるのがよいのではないか。

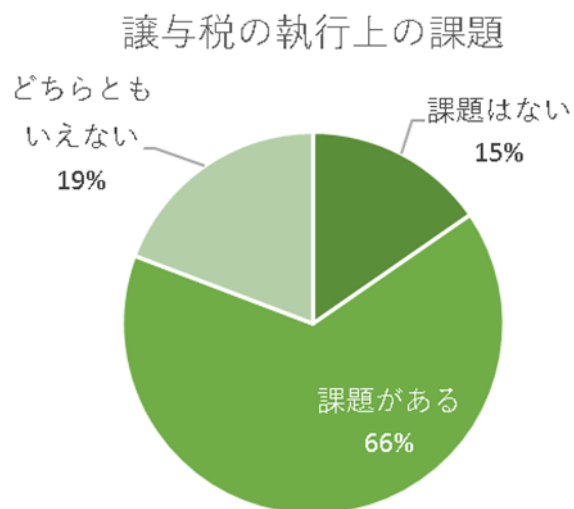
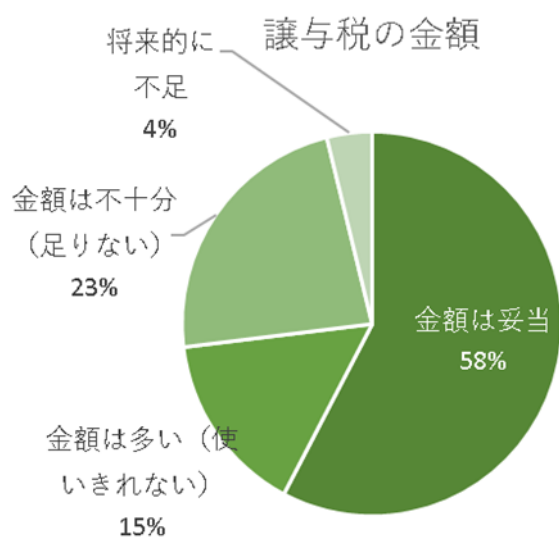
【役割分担主体に対する意見】

- ・ 充当可能事業が重複しており、明確な線引きが府から示されていない。
- ・ 二重課税等納税者からの疑問があれば、府民税の考え方を府が答えるべきである。
- ・ 納税者からの両税が課税されることの是非について、回答する立場ではない。
- ・ 府が主体となって、もっと府民にわかりやすく税の徴収と使途についての説明をしていただくことを希望します。（各市町村の広報誌を活用した啓発など。依頼があれば広報誌の掲載スペース等の確保はできます）
- ・ 両税に定められた使途の範囲で活用しており、充当事業も重複はしていない。しかし、市町村に示された譲与税と交付金の使途が極めて類似しているため、役割分担を明確にすることが困難
- ・ 京都府制度であるため市町村に役割分担を委ねるのではなく、府民税制度の見直しにより役割分担を明確化していただきたい。

(参考_譲与税) 執行上の課題について

(1) 譲与税の金額について

- ・ 4 市町村で、金額が多いと回答
- ・ 7 市町村で、金額が少ないと回答



(2) 譲与税の執行上の課題について

- ・ 執行上の課題として、14市町村で「担当職員が不足」と回答

